

入院前にケアマネジャーが決まっている場合

医療機関

※入院期間は病床機能や患者の疾患などにより異なります

入院時連絡（可能な限り2日以内）
入院時点での入院期間の見込み連絡
*介護保険証や医療保険証などの「保険証セット」で担当ケアマネジャーを確認
*入院診療計画書などから入院時点の入院期間の見込みを伝える

入院期間中
リハビリ見学や家屋調査、試験外泊などを行う場合、ケアマネジャーに連絡

退院準備期間を十分取れるように配慮し、治療方針が決まった段階、退院の目途がたった時点でできるだけ早くケアマネジャーへ連絡する。

自宅退院困難な場合はその旨も連絡

退院日の連絡

退院時サマリーなどの提供

転院の場合は、担当ケアの事業所などを次の

在宅

入院

退院前カンファレンス開催

退院

ケアマネジャー

「保険証セット」
としてケアマネジャーの名刺を医療保険証、介護保険証とセットにしておき、入院時の連絡を依頼

入院中は介護保険サービスの休止の手続きが必要になります

病院から連絡が来る前にご本人・ご家族などから入院を把握した場合は、医療機関からの連絡を待たずに入院情報提供書を提供

病院訪問の際には、事前に日時を調整し、入院中のご本人の状況把握に努める

病院・ご家族からの入院期間・ご本人の状況などを把握し、サービス調整にかけられる期間などを予測しておく

ご本人の情報収集、在宅療養に向けたサービス調整、ケアプランの準備

サービス担当者会議開催
（可能なら病院で開催）
ケアプラン提供
在宅主治医との連携